

スリナムの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スリナム共和国（オランダ語では「Republiek Suriname」。英語では「Republic of Suriname」。以下「スリナム」という²）は、南米大陸の北東部のギアナ地方³に位置する立憲共和制国家である。北は大西洋に面しており、東は仏領ギアナ、南はブラジル、西はガイアナに接している。国土の面積は約 16.4 万平方キロメートルで、南米で最も小さい国である。スリナムの国土の約 8 割は、熱帯雨林で覆われている⁴。

スリナムは、南米で唯一、オランダ語を公用語とする国である⁵。首都はパラマリボ、通貨はスリナム・ドルである。約 57 万人いるスリナム国民の構成は、インド系が約 27%⁶、クレオール系が約 18%、マルーン（黒人）系が約 15%、ジャワ（インドネシア）系が約 15% 等となっている。このように、インド系及びジャワ（インドネシア）系の人口が多い点が、スリナムの人口構成の特徴である。宗教については、キリスト教が約 40% と多数を占めているが、他の宗教も広く普及しており、ヒンズー教が約 20%、イスラム教が約 14% となっている。

現在のスリナムのある地域には、もともとスリネン人等の先住民が居住していたが、1499 年にスペイン人が欧州人として初めて来航した。16 世紀から 17 世紀にかけて、英國とオランダの間で領有権争いが勃発したが、1667 年のブレダ条約で、ニューアムステルダム（現在のニューヨーク）とスリナムを交換することになり、スリナムはオランダの植民地とな

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² オランダ語での発音は、「スリナーメ」となる。

³ 「ギアナ」（Guiana）は、先住民の言語で「水の多い土地」を意味する言葉に由来する。ギアナ地方は、17 世紀以降のヨーロッパ諸国による植民地争いの結果、1814 年のパリ条約に基づき、英國（英領ギアナ→ガイアナ）、オランダ（スリナム）、フランス（仏領ギアナ）に分割統治されることとなったという経緯がある。

⁴ 「中部スリナム自然保護区」は、2000 年に、世界遺産に登録された。

⁵ 但し、実際には、英語、オランダ語系のクレオール語、ヒンディー語、ジャワ語、先住民の言語も使用されている。

⁶ 中南米諸国の中で、インド系が人口の約 3 割以上を占める国は、ガイアナ、トリニダード・トバゴ及びスリナムである。これらの国では、奴隸制が廃止された後、サトウキビのプランテーション農園における労働力の不足を補うため、インドから多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れた。松本八重子著「インド系年期奉公人から多数派へ」（国本伊代編著『カリブ海世界を知るための 70 章』（明石書店、2017 年）所収）110 頁。

った。そして、1815年 のパリ条約により、スリナムはオランダ領土（オランダ領ギアナ）となった。スリナムにあるサトウキビのプランテーション農園で働かせるために、アフリカから多くの黒人奴隸が強制的に連れて来られた。1863年に奴隸制が廃止されると、プランテーション農園における労働力が不足するようになり、スリナムは、インド及びオランダ領東インド（現在のインドネシア）から多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れ、新たな労働力とした。1954年、スリナムは自治権を獲得し、1975年11月に、オランダから独立した⁷。1980年、クーデターにより、ボーターセ陸軍曹長が実権を握り、反政府指導者等を大量に処刑した⁸。1988年には民政に移管したが、1990年には再度クーデターにより、ボーターセが実権を握った。その後は民政が行われているが、経済は低迷を続けている⁹。

スリナムの主な産業は、金、ボーキサイト、原油及び天然ガス等の鉱業、えび等の漁業、米、サトウキビ、バナナ等の農業、牧畜業等である。新規のボーキサイト鉱山及び油田の開発も進められている。日本からスリナムには、中古自動車が大量に輸出されている。スリナムから日本への主な輸出品は、エビである¹⁰。

スリナムは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）にも加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブを中心とする14か国1地域が加盟している¹¹。スリナムは、「南米諸国連合」（UNASUR）にも加盟しているほか、カリブ共同体加盟国及び周辺諸国（ブラジル等）¹²のほか、オランダ等の欧米諸国や、中国及びインド等とも友好関係を維持している。

スリナムはオランダ領土となった後、オランダの法制度¹³に倣い、民法典、商法典、民事

⁷ スリナムの独立にあたり、スリナム出身者には、オランダ国籍とスリナム国籍のいずれかを選択することが認められ、多くの者がオランダ国籍を選択し、オランダに移住した。しかし、スリナムからオランダへの移民は、オランダ語や教育レベルの障壁により、大きな困難に直面した（吉田信著「記憶の糸をつむぐ 奴隸制をめぐる本国と植民地」106頁を参照）。

⁸ 1980年代の反政府指導者等の殺害について、ボーターセ元大統領に対する裁判が継続している。

⁹ スリナムのGDP成長率は、2015年が-2.7%、2016年が-5.1%、2017年が0.1%と、低迷している。また、インフレ率及び失業率も高い。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/suriname/data.html>

¹⁰ 本稿におけるスリナムの歴史等については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）479～480頁等を参照した。

¹¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

¹² 但し、スリナムは、ガイアナ及び仏領ギアナとの間で国境画定問題を抱えている。

¹³ オランダの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第7回 オランダ」（『国際商事法務 Vol.41, No.4』（国際商事法研究所、2013年）所収）を参照されたい。

訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等が制定された。このように、スリナムの法制度は、オランダ法の流れを汲み、基本的には、制定法により形作られている。また、カリブ司法裁判所及びスリナムの裁判所の判例も重要な役割を果たす。

II 憲法

スリナムでは、1975年に最初の憲法が採択された。これは、オランダ憲法をモデルとしたものであった。しかし、この憲法は、1980年に発生したクーデターにより、効力を停止された。

スリナムの現行憲法は、1987年9月30日に採択され、1992年に改正されたものである。全186条から構成されるスリナム憲法の主な体系は、表1のとおりである¹⁴。

表1：スリナム憲法の主な体系

序文	
第1章 主権	第1節 スリナム共和国、第2節 領土、第3節 国籍、第4節 国家及び社会
第2章 経済的目標	
第3章 社会的目標	
第4章 國際的原則	
第5章 基本的権利、個人の権利及び自由	
第6章 社会的、文化的及び経済的権利及び義務	第1節 働く権利、第2節 労働のための国家的配慮、第3節 労働者の権利、第4節 労働者の権利に関する国家の義務、第5節 労働組合の自由、第6節 労働組合の権利及び労働協約、第7節 ストライキの権利、第8節 財産権、第9節 家族、第10節 健康、第11節 若者、第12節 教育及び文化、第13節 教育
第7章 経済制度	
第8章 社会秩序	
第9章 民主的国家組織の原則	第1節 民主制、第2節 政治組織、第3節 国家組織を機能させるための基本原則
第10章 国会	第1節 国会の組織及び構成、第2節 国会議員の選挙、第3節 国会議員、第4節 国会議員の任期
第11章 立法	第1節 立法権の行使、第2節 国会の権限、第3節 立

¹⁴ スリナム憲法（英語）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://pd़ba.georgetown.edu/Constitutions/Suriname/english.html>

	法手続、修正案提出・質問・調査の権利、第4節 手続、第5節 免責
第12章 大統領	第1節 総則、第2節 大統領の権限
第13章 国家評議会、政府、閣僚評議会及び閣僚評議会の構成員	第1節 国家評議会、第2節 政府、第3節 閣僚評議会、第4節 特別閣僚
第14章 国家安全保障評議会	第1節 総則、第2節 安全保障評議会の構成
第15章 法制度	第1節 総則、第2節 司法、第3節 司法府の構成、第4節 憲法裁判所、第5節 檢察
第16章 国家財政の支出の監視	
第17章 助言評議会	
第18章 金融及び通貨制度	
第19章 租税	
第20章 行政機関	
第21章 地方自治	第1節 総則、第2節 領土の区分、第3節 地方の代表、第4節 権限、第5節 手続
第22章 自治立法	
第23章 自治機関	
第24章 軍隊及び警察	第1節 国軍、第2節 スリナム警察隊
第25章 国の防衛	
第26章 人民会議	
第27章 経過及び最終規定	第1節 以前の憲法、第2節 以前のコモン・ロー、第3節 政府成立の効力発生
第28章 批准、公布及び発効日	

1 統治機構

(1) 行政府

行政権は、大統領に帰属する。大統領は、スリナムの国家元首であり、政府の最高責任者であり、軍の最高司令官でもある。また、大統領は、国家評議会及び安全保障評議会の議長を務める。

大統領は、国民議会の3分の2以上の賛成により選出され、国会に対し責任を負う。大統領の任期は5年である。

大統領の権限には、①外交関係を処理すること、②閣僚評議会を構成・召集すること、

③政府の計画について準備を指示すること、④国家評議会の活動を指示すること、⑤法案を承認し、政令を提案すること等が含まれる。

政府は、大統領、副大統領及び閣僚評議会により構成される。政府は、政令を起案する等の権限を有し、国会に対して責任を負う。

閣僚評議会は、政府の最高の執行管理機関であり、①決定された政策の執行、②立法及び行政規則の準備、③政令の正確な執行の監督等の権限を有する。

(2) 立法府

憲法上、立法権は、国会と政府が共同で行使するものとされている。

スリナムの国会は、一院制が採用されている。国会は、国家の最高機関である。国会の権限としては、①法律を制定すること、②大統領及び副大統領を選出すること、③憲法裁判所の裁判官を指名すること、④必要がある場合には地方評議員とともに人民会議を構成すること等が挙げられる。

国会議員の任期は5年であり、定数は51名である。国会議員は、18歳以上のスリナム国民の直接選挙により選出される。国会議員となるには、21歳以上のスリナム国民であり、一定の欠格事由に該当しないことが必要である。

(3) 司法府

スリナムの司法府は、①カリブ司法裁判所 (Caribbean Court of Justice (CCJ))、②憲法裁判所、③司法最高裁判所、④治安判事裁判所により構成される。

「カリブ司法裁判所」は、2002年2月14日にスリナムのブリッジタウンで締結された「カリブ司法裁判所設立条約」に基づき、2003年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。7名又は5名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国（スリナムを含む）における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する¹⁵。

スリナムの憲法裁判所は、長官、副長官及び3名の裁判官から構成される独立機関である。憲法裁判所は、①違憲の疑いのある法案や外国・国際機関との合意を審査し、また、②政府機関の決定が、憲法第5章に規定された権利と整合するか否かを審査する。

スリナムの司法最高裁判所は、首都パラマリボに置かれている。司法最高裁判所は、治安判事裁判所からの控訴事件を管轄する。

スリナムの治安判事裁判所は、スリナムの第一審裁判所であり、単独体で審理を行う。

2 人権

スリナム憲法においては、伝統的な人権の保障は規定されている。しかし、いわゆる「新

¹⁵ <http://www.ccj.org/>

しい事件」についての規定は、ほとんど含まれていない。

スリナム憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①緊急事態における人権制限について、明文で規定されている（23条）。
- ②労働者の権利について、数多くの具体的規定が置かれている（24～33条）。
- ③家族について、明文で規定されている（35条）。その中には、「子どもの権利」及び「働く女性の権利」についての規定が含まれている（同条3項、6項）。
- ④健康について、明文で規定されている（36条）。
- ⑤若者について、明文で規定されている（37条）。

III 民法

スリナムの民法典は、オランダの植民地であった1859年に、当時のオランダ民法典をモデルとして制定されたものである。当時、スリナム民法典とオランダ民法典は共通点が多くかったが、オランダ民法典が1992年に大きく改正されたため、その後は、両者の違いが大きくなっている。しかし、法律概念や基本的な考え方は、依然として、基本的に共通するものとなっている¹⁶。現行のスリナム民法典は、2004年に改正されたものである。

スリナムでは、都市部を除き、土地の権利者が複雑・不明確である場合が多い。例えば、原住民が、当該土地は我々の祖先の土地であると主張することが多い。また、昔のプランテーション農業が行われていた時代の法律関係も不明確である。ほとんどの場合、植民地時代の権利関係を示す証拠資料は失われてしまっている。そこで、1982年、軍政の下で、自己の権利を証明できない限り、土地は国有財産であるとみなすこととされた。現在は、民法典の下で、国家レベルで土地登記を実施することが図られているが、一部の政治家及び採掘業者の反対により、計画は進んでいない¹⁷。

IV 商法

外国の企業や投資家がスリナムで事業を行おうとする場合にとり得る形態としては、さまざまなものがある。

まず、外国企業がスリナムに支店を設置することが挙げられる。但し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

また、子会社たる現地法人として、有限会社（Besloten Vennootschap（B.V.））又は株

¹⁶ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』（ABC CLIO、2002年）1551頁。

¹⁷ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』（ABC CLIO、2002年）1554～1555頁。

式会社 (Naamloze Vennootschap (N.V.)) を設立することができる。会社は、商号中に、「B.V.」又は「N.V.」という略称を含めなければならない。

さらに、国内事業者とパートナーシップを組むこと等の手段も認められる。

V 民事訴訟法

スリナムの民事訴訟を規律するのは、1935年民事訴訟法典である。

スリナムでは、治安判事裁判所が民事訴訟事件の第一審を管轄する。そして、最高司法裁判所が、治安判事裁判所の第一審判決に対する控訴事件を管轄する。

スリナムの民事訴訟において大きな問題となっているのは、裁判官不足の問題である。若い法律家が裁判官になりたがらない主な理由は、弁護士に比べて、給与が低いからだと言われている（月額手取りで約700米ドル）。裁判官になるためには、ロースクール卒業後も、4~5年のトレーニングが必要であり、晴れて裁判官になることができたとしても、低い給与に甘んじなければならないということである。2000年には、裁判官及び裁判所事務官によるストライキが行われ、給与の増額が実現した。しかし、増額分以上にインフレが進んだため、実質的には増額とはならなかった¹⁸。

VI 刑事法

スリナムでは、1869年に、刑法典及び刑事訴訟法典が制定されている。

スリナムは、従前、死刑を存置していたが、2015年になって、死刑を廃止した。実際、最後に死刑が執行されたのは1927年であり、その後、死刑は執行されていなかった¹⁹。

スリナムの刑事訴訟手続においては、陪審制は採用されていない。

スリナムの軍事独裁体制の時代には、殺人、薬物犯罪、マネー・ローンダリング、職権濫用等が行われていた。1978年から1993年までの間、新たに裁判官になる者への研修は実施されていなかった。裁判官不足の問題は、民事裁判だけでなく、刑事裁判の遅延をもたらした。また、裁判に対する政治的介入の問題も深刻であった。警察官の収賄及び犯罪組織との癒着の問題も、依然として重要な問題として認識されている²⁰。もちろん、収賄罪は、刑法典に犯罪として規定されているが、事実上、執行されていない。政府機関職員が汚職を理由に批判を受け、辞職に至ることはあるが、汚職で有罪判決を受ける者はほとんどいない。そこで、最近、汚職に関する新たな立法が、国会で検討されている。しかし、

¹⁸ 「GOVERNANCE IN SURINAME」(2001年) 122頁。

¹⁹

<http://www.worldcoalition.org/suriname-abolition-death-penalty-caribbean-america-parliament-pga.html>

²⁰ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』(ABC CLIO、2002年) 1555頁。

スリナム政府は、汚職防止に関する国際条約（例えば、「腐敗の防止に関する国際連合条約」（UNCAC）等）の締結にも消極的であり、スリナムにおける汚職の撲滅は簡単には実現しそうにない²¹。

VII 参考資料

以上、スリナム法の概要を簡単に紹介してきたが、スリナム法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。また、スリナムはオランダ語を公用語とするため、英語の文献・論文等も少ない。スリナム法を英語で調査するための情報源としては、本稿の脚注で紹介したウェブページを参照されたい。

スリナム法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『SURINAME Business Law Handbook Volume 1 Strategic Information and Basic Laws』(International Business Publications) がある。

オランダ法の流れを汲むスリナムの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとって理解が困難である面がある。しかし、金、ボーキサイト、原油及び天然ガス等の鉱物資源を産出し、今後も新規のボーキサイト鉱山及び油田の開発が進められていること等にみられるスリナムの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、スリナムの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。今後、スリナム法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.7』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第27回 スリナム」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²¹ <https://www.ganintegrity.com/portal/country-profiles/suriname/>